

40歳～74歳の国民健康保険加入の皆様へ 令和7年度特定健診受診券が変わります!!

現在の保険証からマイナ保険証または資格確認書へ変更されます。現行の保険証一体型特定健診受診券が使用できなくなるため、県統一様式の特定健診受診券へ変更となります。

新しい受診券は4月上旬までに送付予定です。

ご不明点等がございましたら、健康保険課までお問い合わせください。

お問い合わせ:健康保険課 ☎966-1217



障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

県では、精神または身体の重度障害のため、常時特別の介護を必要としている方の負担を軽減するため、在宅の重度障害児(者)に対して、障害児福祉手当・特別障害者手当を支給しています。

支給対象者	障害児福祉手当	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児で、福祉事務所の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象とはなりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 政令で定める公的年金を受給している場合。
	特別障害者手当	精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障害者で、福祉事務所の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象とはなりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 病院又は診療所に3か月以上継続入院している場合。
支給制限	手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、または同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。	
手当額	障害児福祉手当	月額 16,100円 (令和7年4月現在)
	特別障害者手当	月額 29,590円 (令和7年4月現在)
支給	毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月分までの3か月分を届け出た金融機関の口座に振り込みます。	
申請手続	認定請求書に、住民票謄本の写し、認定診断書、所得状況届、所得証明書などの必要書類を添えて、恩納村役場の福祉課窓口へ提出してください。 なお、認定請求書などは役場又は中部福祉事務所 地域福祉班にあります。 申請に関することなど、ご不明な点はお問い合わせください。	

お問い合わせ:恩納村役場 福祉課 地域福祉係 ☎966-1207
沖縄県中部福祉事務所 地域福祉班 ☎989-6603